

市道排雪補助事業

市道排雪補助事業は、「冬期間のより快適な生活環境の向上」を目的として、地域住民・除雪業者・北広島市の3者がそれぞれの役割を分担・連携・協力しながら生活道路の運搬排雪を実施する制度です。

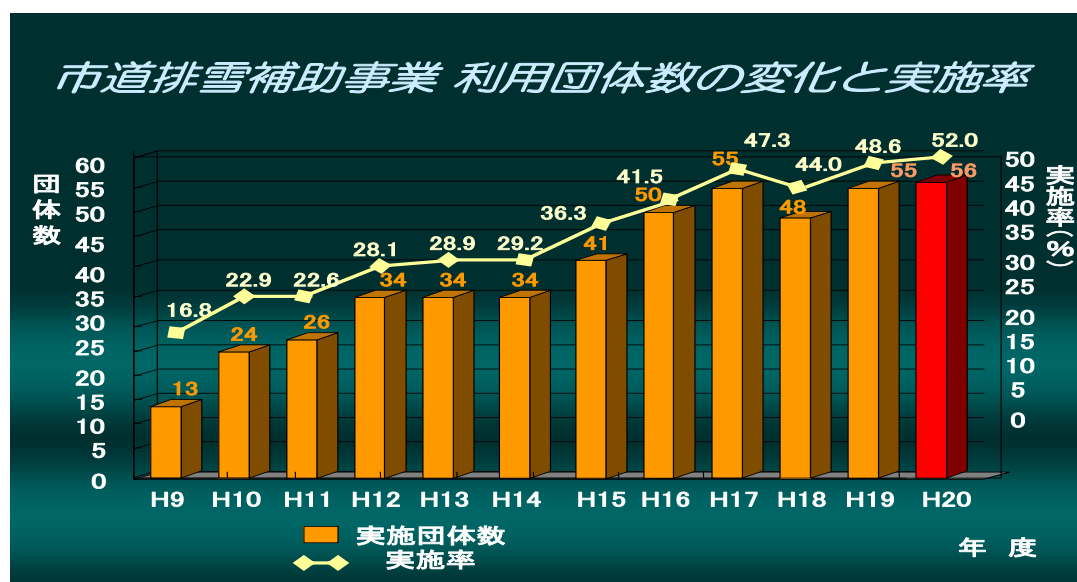
【1】 市道排雪補助事業の推移

市道排雪補助事業は、平成8年度に制度化し平成9年度から施行してきましたが、その利用団体は年々増加してきております。

平成20年度の実績は、利用団体数が56団体（L=110.74km）で実施率は52.0%となっております。

＜市道排雪補助事業の推移＞

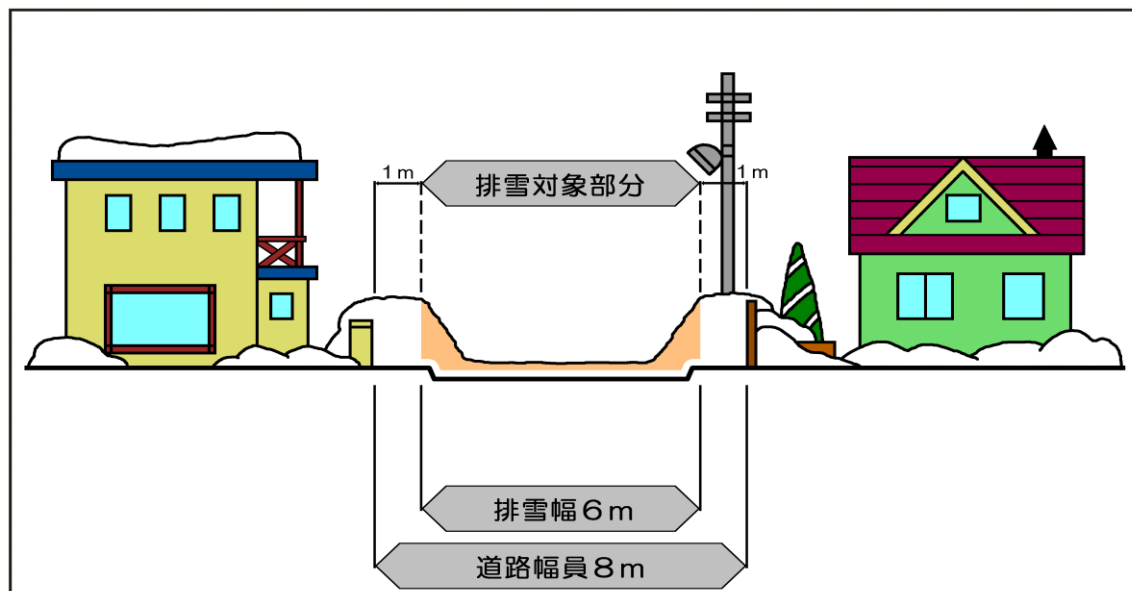
年度	実施団体数	世帯数	実施延長 (km)	実施率 (%)	補助金額 (千円)	補助率
H9	13	3,478	35.86	16.84	4,644	1/3
H10	24	4,871	48.82	22.92	6,322	1/3
H11	26	4,842	48.22	22.64	6,245	1/3
H12	34	5,970	59.83	28.09	7,748	1/3
H13	34	5,997	61.67	28.95	7,979	1/3
H14	34	6,181	62.24	29.22	8,054	1/3
H15	41	7,513	77.24	36.26	14,993	1/2
H16	50	8,338	88.52	41.56	17,182	1/2
H17	55	9,704	100.82	47.33	25,394	1/2
H18	48	8,657	93.69	43.99	23,598	1/2
H19	55	9,710	103.49	48.59	26,065	1/2
H20	56	10,628	110.74	51.99	27,890	1/2



【2】 市道排雪の対象範囲

排雪対象範囲については、下図に示すとおり電柱などの支障物を考慮して、道路端部より各々1mを残すことを標準としております。

＜排雪対象範囲の標準断面図＞



【3】 近隣市の状況

札幌市、江別市では本市と同様の排雪パートナーシップ制度を実施、石狩市では生活道路も含めた全路線の排雪を市が実施しているのに加え、2回目の排雪を実施する団体に排雪パートナーシップ制度を設けている、恵庭市ではH21年度より排雪パートナーシップ制度は廃止している状況です。

【4】 市道排雪補助事業の意義と課題

市道排雪補助事業は通常の市道除雪では対応できない市民ニーズに応えるとともに、市道除雪における堆雪スペースの確保を図ることができるため、その実施効果は大きいものと考えます。

市道排雪補助事業における補助基準額については、制度導入当初は1キロメートル当たり37万円（自治会が2/3、市が1/3を負担）としてスタートし、その後平成17年度から18年度にかけての補助基準額の見直しにより48万円に改定し、現在に至っております。

しかしながら、排雪作業に要する費用が年々厳しい状況になっており、今回改めてその実態を精査した結果、1キロメートル当たり59万円の費用がかかっているとの結果になっており、補助基準額の改定が必要となっております。

また事業の普及が進んできましたが、現行の体制では除雪車やダンプカーの確保に限りがあるため、能力の限界が近づいてきており、更なる普及拡大を図るためには、制度の見直しを検討していく必要があります。